

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p data-bbox="376 395 797 523">富山県地域防災計画 雪害編</p> <p data-bbox="584 695 1485 911">改 定 案</p> <p data-bbox="405 1169 766 1283"><u>平成31年11月修正</u> 富山県防災会議</p>	<p data-bbox="1279 395 1700 523">富山県地域防災計画 雪害編</p> <p data-bbox="1326 1169 1650 1283"><u>令和元年6月修正</u> 富山県防災会議</p>	<p data-bbox="1749 236 2069 411">凡例 <u>下線</u> 改定箇所</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画		修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）		備 考
<p>総則</p> <p>第1節～第2節 （略）</p> <p>第3節</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2</p> <p>1 防災関係機関の業務大綱</p> <p>（1）～（5） （略）</p> <p>（6） 指定地方公共機関</p>				指定地方公共機関追加
<p>(略)</p> <p>報道機関</p> <p>北日本放送</p> <p>富山テレビ放送(株)</p> <p>(株)チューリップテレビ</p> <p>(株)北日本新聞社</p> <p>富山新聞社</p> <p>富山エフエム放送(株)</p>	(略)	<p>(略)</p> <p>報道機関</p> <p>北日本放送</p> <p>富山テレビ放送(株)</p> <p>(株)チューリップテレビ</p> <p>(株)北日本新聞社</p> <p>富山新聞社</p> <p>富山エフエム放送(株)</p> <p>(一社)富山県ケーブルテレビ協議会</p>	(略)	

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第4 危険物施設等の耐雪化</p> <p>1 (略)</p> <p>2 高圧ガス製造事業所等（県生活環境文化部）</p> <p>(1)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 関係保安団体との連携・協力</p> <p>県は、高圧ガス取扱者の保安意識の高揚や事業所の自主保安活動をより一層推進するため、高圧ガス安全協会等の関係保安団体と連携・協力して、保安講習会の開催、消費者保安の啓発、<u>保安診断の実施</u>等各種事業を推進し、事故の未然防止に努める。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第5～第6 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 防災活動体制の整備</p> <p>第1 防災拠点施設の整備</p> <p>1 富山県広域消防防災センター（県総合政策局）</p> <p>(1) 防災拠点施設の役割・機能</p> <p>ア 災害時における役割・機能</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 受援機能</p> <p>・緊急消防援助隊、<u>広域緊急援助隊</u>、自衛隊等応援部隊の集結・活動基地</p> <p>(エ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>2 富山県警察装備センター <u>(警察本部)</u></p> <p>県警察本部は、平成15年度から使用を開始した富山県警察装備センターにおいて、警察活動のうち、大量の人員を動員する大規模事件・事故対策活動及び大規模災害に対応する。</p>	<p>エ 関係保安団体との連携・協力</p> <p>県は、高圧ガス取扱者の保安意識の高揚や事業所の自主保安活動をより一層推進するため、高圧ガス安全協会等の関係保安団体と連携・協力して、保安講習会の開催、消費者保安の啓発及び<u>防災訓練の実施</u>等、各種事業を推進し、事故の未然防止に努める。</p> <p>(ウ) 受援機能</p> <p>・緊急消防援助隊、<u>警察災害派遣隊</u>、自衛隊等応援部隊の集結・活動基地</p> <p>2 富山警察装備センター <u>(県警察本部)</u></p>	<p>事業終了のため保安診断を削除 富山県高圧ガス地域防災協議会との移動防災訓練を追加</p> <p>広域緊急援助隊は警察災害派遣隊の一部のため字句修正</p> <p>他編と表記統一</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>また、同センターを災害時における機動隊、<u>広域緊急援助隊</u>の集結拠点とする。</p> <p>3～5 （略） 第2～第5 （略） 第6 緊急輸送ネットワークの整備 1 （略） 2 緊急道路ネットワークの確保（県土木部） 緊急通行確保路線図（平成<u>30</u>年4月）</p> 	<p>また、同センターを災害時における機動隊、<u>警察災害派遣隊</u>の集結拠点とする。</p> <p>緊急通行確保路線図（平成<u>31</u>年4月）</p> 	<p>広域緊急援助隊は警察災害派遣隊の一部のため字句修正</p> <p>時点修正</p>
<p>第7 航空防災体制の強化 1 （略） 2 消防防災ヘリコプター「とやま」の緊急運航体制（県総合政策局、市町村） (1)～(2) （略） <u>(新設)</u></p> <p><u>(3) ヘリコプターテレビ伝送システムの活用</u></p>	<p><u>(3) 相互応援協定</u> 消防防災ヘリコプター「とやま」が出動できない事案又は自県ヘリだけでは対応が困難な事案が発生した場合は、<u>相互応援協定に基づき隣接都道府県の防災航空隊に応援要請を行うものとする。</u></p> <p><u>(4) ヘリコプターテレビ伝送システムの活用</u></p>	<p>番号ずれ</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>3～4 （略）</p> <p>第8 相互応援体制の整備</p> <p>1 国の機関等との相互協力</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2）国土交通省等との連携（北陸地方整備局、県土木部）</p> <p>ア 災害時の相互協力に関する申合せ 国土交通省北陸地方整備局企画部と富山県土木部、石川県土木部、山形県土木部、福島県土木部、長野県建設部、岐阜県県土整備部、新潟市、東日本高速道路(株)新潟支社道路事業部及び中日本高速道路(株)金沢支社保全サービス事業部とは、「災害時の相互協力に関する申し合わせ」（平成10年3月31日締結、平成22年3月4日改正）を行い、国土交通省所管の法令等に基づき設置された土木施設等に係わる災害が発生し又は発生するおそれがある場合の相互協力の内容について定めている。</p> <p>イ～ウ （略）</p> <p>2 地方公共団体間の相互応援</p> <p>（1）都道府県間の相互応援</p> <p>ア 全国都道府県の災害時応援 全国知事会では、東日本大震災の教訓を踏まえ、都道府県相互の広域応援体制の一層の拡充強化を図るため、平成8年7月18日に締結された協定を見直し、平成24年5月18日、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」を改めて締結し、<u>広域応援に必要な事項について、①カバー（支援）県やブロック間応援の体制の確立、②各都道府県東京事務所からの職員の応援などによる全国知事会の体制と機能の強化、③都道府県間の連携を強め自律的な支援が可能となる体制構築など、広域応援について必要な事項を定めている。</u></p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>（2）国土交通省等との連携（北陸地方整備局、<u>北陸地方測量部</u>、県土木部）</p> <p>国土交通省北陸地方整備局企画部と新潟県土木部、富山県土木部、石川県土木部、山形県土木部、福島県土木部、長野県建設部、岐阜県県土整備部、新潟市、東日本高速道路(株)新潟支社道路事業部及び中日本高速道路(株)金沢支社保全サービス事業部とは、「災害時の相互協力に関する申し合わせ」（平成10年3月31日締結、平成22年3月4日改正）を行い、国土交通省所管の法令等に基づき設置された土木施設等に係わる災害が発生し又は発生するおそれがある場合の相互協力の内容について定めている。</p> <p>ア 全国都道府県の相互応援 全国知事会では、東日本大震災の教訓を踏まえ、都道府県相互の広域応援体制の一層の拡充強化を図るため、平成8年7月18日に締結された協定を見直し、平成24年5月18日、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」を改めて締結し、<u>（削除）</u>広域応援について必要な事項を定めている。</p> <p>また平成30年からは、大規模災害時の自治体応援職員の派遣方法として、総務省「被災市区町村応援職員確保システム」が運用開始され、被災地域ブロック内の都</p>	<p>追加</p> <p>字句追加</p> <p>対口支援の記載追加に伴う修正</p> <p>対口支援の記載を追加</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>イ 9 県 1 市 の 災 害 時 応 援 （略） さらに、<u>東日本大震災の教訓を踏まえ、全国知事会の体制と調和のとれた広域応援体制を整備する。</u></p> <p>ウ～エ （略） （2） （略） 3 防災関係機関との相互協力（県各部局、各防災関係機関） （1） 県と防災関係機関との相互協力 ア～ロ （略） <u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p>	<p><u>道府県又は指定都市を原則1対1で被災市区町村に割り当てる「対口支援方式」による応援体制が整備された。</u></p> <p>イ 9 県 1 市 の 災 害 時 応 援</p> <p>さらに、<u>全国知事会の体制や「被災市区町村応援職員確保システム」と調和のとれた広域応援体制を整備する。</u></p> <p>ワ <u>NTTタウンページ株式会社との協定</u> 県とNTTタウンページ株式会社とは、平成30年3月23日に「<u>防災啓発情報の発信に関する協定</u>」を締結し、<u>防災啓発情報の発信に関する協力について取り決めている。</u></p> <p>ヲ <u>（公社）日本下水道管路管理業協会との協定</u> 県と（公社）日本下水道管路管理業協会とは、平成30年5月1日に「<u>災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定</u>」を締結し、<u>災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧に関する協力について取り決めている。</u></p> <p>ン <u>（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定</u> 県と（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会とは、平成30年9月3日に「<u>災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定</u>」を締結し、<u>災害時における被災者の応急的な住宅として利用する民間賃貸住宅の提供に関する協力について取り決めている。</u></p> <p>あ <u>サクラパックス株式会社との協定</u> 県とサクラパックス株式会社とは、平成31年3月15日に「<u>災害時における緊急用資材の供給に関する協定</u>」を締結し、<u>災害時の避難所等の生活支援として必要な段</u></p>	<p></p> <p>同上</p> <p>協定の追加</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

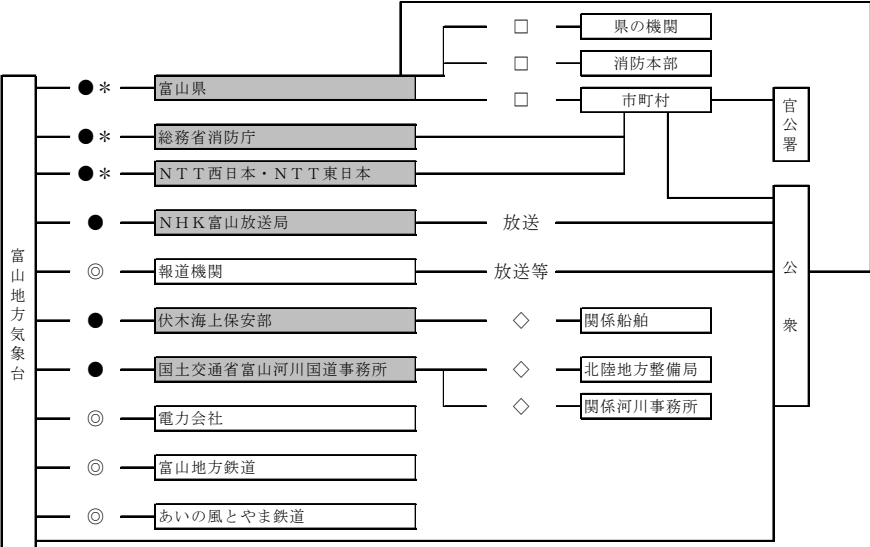
富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第9 (略)</p> <p>第6節 救援・救護体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 医療救護体制の整備</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 富山県ドクターヘリの災害時運行体制の整備（県厚生部）</p> <p>(1) 災害時における富山県ドクターヘリ運航体制の整備 県は、災害時における富山県ドクターヘリ運航体制の整備を図るため、研修、訓練等の企画及び実施に努めるものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>7 後方医療体制（県厚生部）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 病院防災マニュアル等の作成</p> <p>ア すべての病院は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入れ方法等を記したマニュアル（病院防災マニュアル）の作成に努める。</p> <p>イ (略)</p> <p>(4)</p>	<p><u>ボール製品等の緊急用資材の迅速な供給に関する協力について取り決めている。</u></p> <p>い <u>中日本段ボール工業組合との協定</u> 県と中日本段ボール工業組合とは平成31年3月25日に「<u>災害時における応急生活物資の調達に関する協定</u>」を締結し、<u>災害時に避難所の設営等に必要な段ボール製品の調達・運搬に関する協力について取り決めている。</u></p> <p>う <u>富山県レンタカー協会との協定</u> 県と富山県レンタカー協会とは平成31年4月11日に「<u>災害時の自動車の貸渡しに関する協定</u>」を締結し、<u>災害時における警察活動に必要な自動車を確認するための優先的な車両提供について、必要な事項を取り決めている。</u></p> <p>(1) 災害時における富山県ドクターヘリ運航体制の整備 県は、災害時における富山県ドクターヘリ運航体制の整備を図るため、<u>災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築、研修、訓練等の企画及び実施に努めるものとする。</u></p> <p>ア すべての病院は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入れ方法等を記したマニュアル（病院防災マニュアル）の作成に努める。<u>また、被災後、早急に診療機能を回復できるよう、業務継続計画（BCP）の策定に努める。</u></p>	<p>同上</p> <p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>県医療計画の反映</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>8 (略)</p> <p>第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保</p> <p>1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保（県総合政策局、県土木部、市町村）</p> <p>(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保</p> <p>ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置</p> <p>市町村は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める基準により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておくものとする。また、市町村は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、<u>介護保険施設、障害者施設等の福祉避難所</u>を指定するよう努めるものとする。</p> <p>第4～6節 (略)</p> <p>第7節～第10節 (略)</p>	<p>市町村は、施設の管理者の同意を得たうえで、あらかじめ、必要に応じ、災害対策基本法施行令の定める基準により指定緊急避難場所及び指定避難所を指定しておくものとする。また、市町村は、一般の避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、<u>社会福祉施設等の福祉避難所</u>を指定するよう努めるものとする。</p>	<p>「福祉避難所開設・運営マニュアル（作成モデル）」に合わせて修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第3章 雪害応急対策</p> <p>第1節 予警報の伝達</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 伝達体制</p> <p>1 伝達体制（富山地方气象台、県総合政策局、県土木部、市町村）</p> <p>(1) 富山地方气象台は、警報・注意報等を公表、又は解除した場合は、法令及び気象予警報等伝達系統図に基づき、速やかに関係機関に伝達するものとする。</p> <p>(2) 県は、警報・注意報等の伝達を受けたときは、直ちに県総合防災情報システムを通じ、市町村及び県出先機関へ配信するものとする。特に必要がある場合には、防災行政無線等を利用して、直接に注意を喚起する。</p> <p>(3) 市町村は、警報・注意報等の伝達を受けたときは、直ちに住民及び関係機関へ周知徹底するものとし、具体的な伝達系統及び手段等については、市町村地域防災計画に定めておくものとする。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 気象予警報等伝達系統図（各防災関係機関）</p> 	<p>(1) 富山地方气象台は、特別警報・警報・注意報等を公表、又は解除した場合は、法令及び気象予警報等伝達系統図に基づき、速やかに関係機関に伝達するものとする。</p> <p>(2) 県は、特別警報・警報・注意報等の伝達を受けたときは、直ちに県総合防災情報システムを通じ、市町村及び県出先機関へ配信するものとする。特に必要がある場合には、防災行政無線等を利用して、直接に注意を喚起する。</p> <p>(3) 市町村は、特別警報・警報・注意報等の伝達を受けたときは、直ちに住民及び関係機関へ周知徹底するものとし、具体的な伝達系統及び手段等については、市町村地域防災計画に定めておくものとする。</p>	<p>特別警報について明記</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

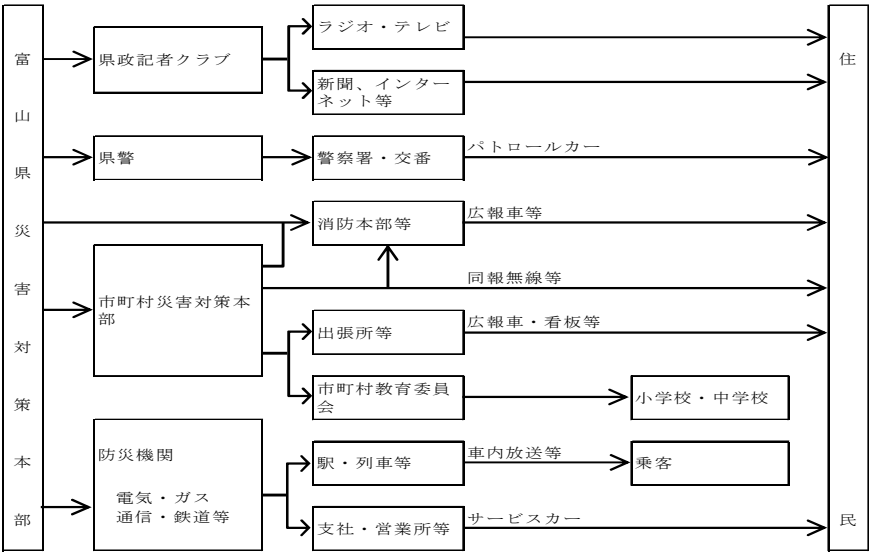
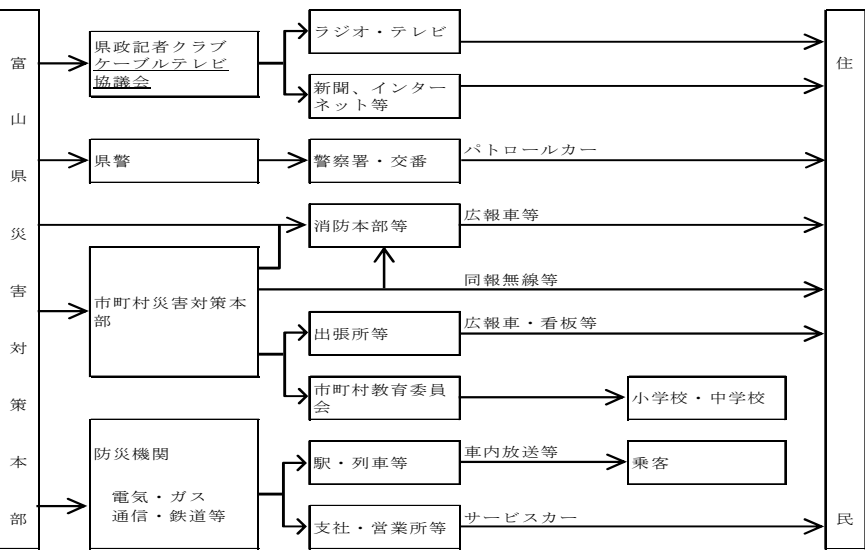
富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●* 気象情報伝送処理システム ● 防災情報提供システム（専用回線） △ 加入電話・FAX ◇ 無線電話・FAX □ 富山県総合防災情報システム ◎ 防災情報提供システム（インターネット回線） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">法令により、富山地方気象台から警報事項を受領する機関</p> </div> <p>(追加)</p>	<p>※特別警報は、<u>気象業務法第15条の2</u>によって、通知もしくは周知の措置が義務付けられている。</p>	<p>同上</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第2節 応急活動体制</p> <p>第1 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県災害対策本部等の設置（県総合政策局）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 組織</p> <p>ア 本部</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>県災害対策本部組織図</p>	<p>修正案（変更部分のみ記載）</p>	<p>備考</p> <p>機構改革に伴う修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第3節 情報の収集・伝達 第1～第2 (略) 第3 広報及び広聴活動 1 広報活動（各防災関係機関） (1) 実施機関</p> <p style="text-align: center;">震災時の広報活動フロー</p>  <p>(2)～(4) (略) 2 (略)</p> <p>第4節～第6節 (略) 第7節 広域応援要請 第1 相互協力 (略)</p> <p>特に、被害が広範囲に及んだ場合、県の防災関係機関のみでは対応が困難なことから、被災していない他都道府県、市町村等の協力を得て防災対策を行うこととする。</p>	<p>修正案（変更部分のみ記載）</p>  <p>媒体の追加</p> <p>特に、被害が広範囲に及んだ場合、県の防災関係機関のみでは対応が困難なことから、別に定める「富山県災害時受援計画」に基づき、被災していない他都道府県、市町村等の協力を得て防災対策を行うこととする。また、国〔総務省〕と協力し、被災市区町村応援職員確保システムに基づく、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施するものとする。</p>	<p>媒体の追加</p> <p>受援計画の反映及び対口支援の明記</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>1 県の応援要請（県総合政策局）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 他都道府県への要請</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 全国都道府県の災害時応援</p> <p>知事は、応援協定を締結している県の応援でもなお十分な災害応急対策が実施できないと認めたときは、「<u>全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書</u>」に基づき、次の事項を示し、ブロックの幹事県を通じ全国知事会に応援を要請する。</p> <p>(ア)～(カ) (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>2 市町村の応援要請（市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県への要請</p> <p>ア 県への応援要請</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p><u>(オ)</u></p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>3 応援受入体制の確立（県総合政策局、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 受入体制の確保</p> <p>県及び市町村は、国、関係都道府県、市町村等との<u>連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めるとともに、応援を速やかに受け入れるための施設を指定するなど、受入体制を確立する。</u></p>	<p>イ 全国都道府県の災害時応援</p> <p>知事は、応援協定を締結している県の応援でもなお十分な災害応急対策が実施できないと認めたときは、「<u>全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書</u>」及び<u>被災市区町村応援職員確保システムに基づき、次の事項を示し、被災地域ブロック幹事県を通じ、総務省等に対し、広域応援を要請する。</u></p> <p><u>(オ) 被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援の必要性</u></p> <p><u>(カ) (略)</u></p> <p>県及び市町村は、国、関係都道府県、市町村等との<u>連絡や応援受入れを速やかに行うための受援調整機能を担う体制を定めるとともに、応援を速やかに受け入れるための施設を指定するなど、受入体制を確立する。</u></p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第2 応援要請 1～2 (略) 3 <u>広域緊急援助隊（警察本部）</u> <u>広域緊急援助隊は、国内の大規模災害時に、都道府県の枠を越えて、迅速かつ広域的に被災地へ赴き、直ちに被害情報、交通情報の収集、救助救出、緊急交通路の確保等の活動にあたることを目的として、都道府県警等に設置されている。</u> <u>公安委員会は、大規模災害が発生した場合には、支援県警察に対し、援助の要求を行うものとし、当該派遣の要求を受けた支援警察は、速やかにこれに応じることとしている。</u> 4～5 (略) 第8節 救助・救急活動 第1～第3 (略) 第4 消防応援要請 1 (略) 2 <u>他県等への応援要請（県総合政策局、市町村）</u> <u>(1) 他県への応援要請をしたいときは、次の事項を明らかにして県に要請する。ただし、緊急を要する場合は概括情報を明示して要請する。</u> <u>ア 倒壊家屋、がけ崩れ等の被災状況及び応援要請の理由</u> <u>イ 応援隊の派遣を必要とする期間</u> <u>ウ 応援要請を行う救急、救助隊の種別、隊数及び資機材</u> <u>エ 市町村への経路及び集結場所、ヘリポートの位置</u> <u>オ 応援隊に対する食事、宿泊の手配の有無</u> <u>(2) 県は、市町村から他県への応援要請を求められた場合又は市町村の要請を待ついとまがない場合は、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動を要請し、その結果を直ちに当該市町村に連絡する。</u> 3 緊急消防援助隊の出動要請（県総合政策局、市町村） 4 消防庁の対応 5 応援要請市町村の対応（市町村） 6 緊急消防援助隊の活動支援情報の整備（市町村） 第5 (略) 第9節 (略) 第1 (略)</p>	<p>3 <u>警察災害派遣隊（県警察本部）</u> <u>警察災害派遣隊は、国内の大規模災害時に、都道府県の枠を越えて、迅速かつ広域的に被災地へ赴き、直ちに被害情報、交通情報の収集、救助救出、緊急交通路の確保等の活動にあたることを目的として、都道府県警等に設置されている。</u> <u>公安委員会は、大規模災害が発生した場合には、支援県警察に対し、援助の要求を行うものとし、当該派遣の要求を受けた支援警察は、速やかにこれに応じることとしている。</u></p> <p>(削除)</p> <p>2 緊急消防援助隊の出動要請（県総合政策局、市町村） 3 消防庁の対応 4 応援要請市町村の対応（市町村） 5 緊急消防援助隊の活動支援情報の整備（市町村）</p>	<p>広域緊急援助隊は警察災害派遣隊の一部のため字句修正</p> <p>3 と内容が重複しているため</p> <p>番号ずれ 同上 同上 同上</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第2 連絡体制 (1)～(2) (略) 災害時における医療救護活動指揮連絡系統</p>	<p>災害時における医療救護活動指揮連絡系統</p>	<p>最新の状況に修正</p>
<p>第3 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣 1 (略)</p>		

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>2 富山県DMATの活動内容 (1)～(4) (略) (5) その他災害現場等における救命活動に必要な措置 なお、県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、<u>避難所、救護所</u>も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。 (略)</p> <p>第10節 避難活動 第1～第3 (略) 第4 要配慮者への援護 1 要配慮者対策（県総合政策局、県厚生部、市町村） (1) 避難行動要支援者の支援 ア 被災市町村は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿や個別の<u>支援計画</u>を効果的に活用し、避難行動要支援者の避難支援、及び迅速な安否確認を行う。 イ～エ (略) (2) 要配慮者の支援 ア 福祉避難所の設置 被災市町村は、要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、構造や設備等の面を考慮し、<u>介護保険施設、障害者支援施設</u>などを福祉避難所として指定する。</p> <p>イ～エ (略) 2～3 (略)</p>	<p>(5) その他災害現場等における救命活動に必要な措置 なお、県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、<u>独立行政法人地域医療機能推進機構</u>、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、<u>指定避難場所等</u>、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。 (略)</p> <p>第4 要配慮者の支援 ア 被災市町村は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿や個別の<u>避難支援計画</u>を効果的に活用し、避難行動要支援者の避難支援、及び迅速な安否確認を行う。 ア 福祉避難所の設置 被災市町村は、要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう、構造や設備等の面を考慮し、<u>社会福祉施設等</u>を福祉避難所として指定する。</p>	<p>国防災基本計画の修正に伴う変更</p> <p>他編との表記統一</p> <p>同上</p> <p>「福祉避難所開設・運営マニュアル（作成モデル）」に合わせて修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第5～第6（略） 第11節～第12節（略） 第13節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策</p> <p>第1（略）</p> <p>第2 ごみ、がれき等廃棄物の処理</p> <p>1（略）</p> <p>2 災害廃棄物処理 <u>県及び市町村等は、発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画を適切に見直すとともに、見直し後の計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を中心として、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。</u> <u>損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。</u> <u>災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。</u> <u>市町村等は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）に基づき」、損壊家屋の解体にあたっては、アスベストの使用の有無を確認するとともに、アスベストが使用されている建築物の解体、収集・運搬及び処理に際し、アスベストが飛散しないよう十分な対策を講ずる。</u></p> <p>3（略）</p> <p>第3～第5（略） 第14節 警備活動</p>	<p>2 災害廃棄物処理（県生活環境文化部、市町村） <u>市町村等は、事前に定めた市町村災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の発生量や一般廃棄物処理施設の被害状況、処理可能量等を把握して市町村災害廃棄物処理実行計画を作成するとともに、仮置場の設置やその火災対策、廃棄物の収集運搬、分別・処理・再資源化、アスベスト飛散防止等の環境対策、住民等への啓発・広報、必要に応じた損壊家屋等の解体・撤去等を行うことにより、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。</u> <u>県は、県災害廃棄物処理計画に基づき、災害発生時には被害の状況を踏まえ、関係機関等との連絡調整を図りながら災害廃棄物の処理のために県災害廃棄物処理実行計画を策定する。また、県は基本的には県内市町村、近隣他県、国及び民間事業者団体等との間で、災害廃棄物処理についての調整機能を担うほか、市町村に対して必要な助言や技術的支援を行う。ただし、甚大な被害を受けた市町村が自ら災害廃棄物処理を行うことが困難な場合には、必要により県が処理主体として直接処理を担うことがある。</u></p>	<p>富山県災害廃棄物処理計画との整合を図るもの</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第1 (略) 第2 行方不明者の捜索 1 捜索（警察本部） (1) 被災地域が広いことが予想されることから、行方不明者の把握に困難を伴うため、<u>広域緊急援助隊等特別派遣部隊</u>を早期、大量に投入して、<u>広範囲な捜索活動</u>を実施する。 なお、捜索を効率的に行うため、<u>県・市町村</u>に対し、<u>大型工作機</u>の投入要請を行う。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第15節 (略)</p> <p>第16節 ライフライン施設等の応急対策 第1～第2 (略) 第3 上水道施設 1 (略) 2 応急給水対応（県厚生部、県企業局、市町村） 水道事業者は、災害時においても<u>必要最小限度</u>の給水を確保するよう努める。(略) 3 (略)</p> <p>第4 (略) 第5 通信施設 1 非常用通信装置の使用（NTT 西日本、NTT ドコモ） 災害時において、通信手段の途絶した地域、エリア内の通信を早期に確保するため、避難所等に非常用衛星通信装置（衛星携帯電話含む）を出動させ、通信を確保する。 <u>また、孤立防止用衛星通信システム（Ku-1）も出動させる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第6 危険物施設等 1 (略) 2 高圧ガス製造・業所等（中部経済産業局、一部近畿産業保安監督部、県生活環境文化部）</p>	<p>1 捜索（<u>県警察本部</u>） (1) 被災地域が広いことが予想されることから、行方不明者の把握に困難を伴うため、<u>警察災害派遣隊等特別派遣部隊</u>を早期、大量に投入して、<u>広範囲な捜索活動</u>を実施する。 なお、捜索を効率的に行うため、<u>県・市町村</u>に対し、<u>大型工作機</u>の投入要請を行う。</p> <p>2 応急給水対応（県厚生部、県企業局、市町村） 水道事業者は、災害時においても<u>速やかに</u>給水を確保するよう努める。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>他編と表記統一 広域緊急援助隊は警察災害派遣隊の一部のため字句修正</p> <p>他編との表記統一</p> <p>現在の状況に更新</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 事業所の長は、状況に応じ、<u>県及び関係官署の指示を得て</u>、高圧ガスの回収、拡散防止、消火、救助救出、避難等の応急措置を実施し、被害拡大の防止に努める。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第7 (略)</p> <p>第17節～第22節 (略)</p>	<p>事業所の長は、状況に応じ、<u>県及び関係官署と連携しながら</u>、高圧ガスの回収、拡散防止、消火、救助救出、避難等の応急措置を実施し、被害拡大の防止に努める。</p>	<p>記載内容の見直し</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現行地域防災計画	修正案（変更部分のみ記載）	備考
<p>第4章 雪害復旧対策</p> <p>第1節 民生安定のための緊急対策</p> <p>第1 被災者の生活確保</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け（市町村）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 災害援護資金</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 貸付条件</p> <p>(ア) 所得制限</p> <p>(イ) 利率</p> <p> <u>年3%</u>（措置期間は無利子）</p> <p>(ウ)～(エ) (略)</p> <p>(オ) 償還方法</p> <p> <u>年賦又は半年賦</u></p> <p>4～12 (略)</p> <p>第2 中小企業、農林漁業者に対する支援</p> <p>1 中小企業への融資等（県商工労働部）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 県制度融資による対応</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 利率 <u>年1.70%</u>（平成29年10月現在）</p> <p>カ 信用保証 <u>県保証協会</u>の保証に付す</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(ウ) 利率</p> <p> <u>年3%以内で市町村が条例で定める率</u>（措置期間は無利子）</p> <p>(エ) 償還方法</p> <p> 年賦、<u>半年賦又は月賦</u></p> <p>オ 利率 <u>年1.70%</u>（平成31年1月現在）</p> <p>カ 信用保証 <u>県信用保証協会</u>の保証に付す</p>	<p>「平成30年法律第66号」、「平成31年政令第16号」により改定されるため</p> <p>同上</p> <p>字句修正</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 （ 変 更 部 分 の み 記 載 ）	備 考
<p>第3～第4 (略) 第2節 激甚災害の指定 第1 (略) 第2 特別財政援助額の交付手続等 1～3 (略) 4 その他の特別財政援助及び助成（県経営管理部、県農林水産部、県土木部、県教育委員会、市町村） (1)～(4) (略) (5) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等（激甚法第24条） 激甚災害によって必要を生じた公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち、1箇所の事業費が一定額未満の小規模なものについて、当該事業費にあてるため発行を許可された地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、基準財政需要額に算入されることとなっている（例えば、農地等の場合、基準財政需要額への算入率は約100%）。</p> <p>第3節 公共土木施設の災害復旧計画 第1 災害復旧計画の策定等 1～2 (略) 第2 (略) 第3 (追加)</p>	<p>激甚災害によって必要を生じた公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業のうち1箇所の事業費が一定額未満の小規模なものについて、当該事業費にあてるため発行の同意等を得た地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、基準財政需要額に算入されることとなっている（例えば、農地等の場合、基準財政需要額への算入率は約100%）。</p> <p>第3 大規模災害時等における災害復旧事業の国等による代行制度の活用 1 特定大規模災害時における代行制度の活用 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国において緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた場合は、必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。 2 指定区間外の国道 指定区間外の国道において、工事が高度の技術を要する場合、高度の機械力を使用して実施することが適当であると認</p>	<p>平成18年度より地方債許可制度は地方債協議制度に移行しており、<u>現行の制度に則した記述の統一を図るため。</u></p> <p>関係法令（河川法等）の改正及び防災基本計画の修正に伴う変更</p>

富山県地域防災計画（雪害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
	<p>める場合又は都道府県の区域の境界に係る場合においては、必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。</p> <p>3 重要物流道路等 重要物流道路及びその代替・補完路において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事については、必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。</p> <p>4 県管理河川 県管理河川において、実施に高度な技術又は機械力を要する工事については、必要に応じて国による災害復旧事業の代行を要請し、災害復旧に関する工事を行う。</p>	